

令和2年度事業計画

地方公共団体情報システム機構

地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、地方公共団体が共同して運営する組織として、法律に規定された事務等を適切かつ着実に担うことはもとより、地方公共団体のニーズに即した事業の充実を図り、地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与するよう、組織・体制の改善強化を行い、次の各事業を実施する。

特に、2020年度は、機構にとってまさに正念場の年であり、マイナンバーカードの発行枚数の増加等への適切な対応、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策の強化、24時間365日を通じた安定的な運用、災害発生時における業務継続等、システムの安全かつ安定的な運用に努める。また、マイナンバー制度の情報連携の利用拡大に適切に対応するとともに、より強固で安定的なシステムにするための各種システムの開発・更改等を計画的に実施するほか、中小規模の市町村への情報化に関する支援を充実する。

1 組織・体制の改善強化

（1）組織・体制

情報連携の利用の拡大に伴う機構のシステム間の密接な結び付きに対応するため、関係する組織の連携強化を図る。各情報システムの点検などを継続的に実施するとともに、システム開発・改修の標準化のためのチェックリストなどの活用により、各システムの安全かつ安定的な運営に努める。また、職員の人材育成及び働き方改革（ペーパーレスの推進、テレワークの導入等）の推進並びに地方公共団体や民間事業者等からの職員派遣の協力を得て体制の充実・強化を図り、効果的かつ効率的な業務運営に努めるとともに、情報セキュリティ管理体制の強化及びコールセンター等の運営体制の強化を進めるほか、地方公共団体及び住民に対して適時適切かつ分かりやすい情報発信に努める。

（2）内部統制・リスク管理・監査

関連法規を遵守しつつ、事業活動が効果的かつ効率的に行われることを確保するための内部統制に関する活動の実施とその改善を図る。また、サイバー攻撃対策の実施等により機構のシステム全体の情報セキュリティを確保するなど、機構の事業実施等に係るリスクに的確に対応するとともに、内部監査、外部監査及び監事監査の実施により業務の適正かつ効率的な運営を確保する。

（3）委員会

本人確認情報保護委員会、認証業務情報保護委員会及び機構処理事務特定個人情報等保護委員会を運営する。

2 本人確認情報処理事務等

住民基本台帳法に基づく本人確認情報処理事務及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号とすべき番号の

生成等に係る事務を、セキュリティの確保を図りつつ適正かつ効率的に行う。また、マイナンバーカードの海外継続利用等の制度改正や次期機器更改及びシステム再構築に向けた対応を行う。

3 本人確認情報処理事務関連事務

住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワーク受託事業及び都道府県サーバ集約センター運営受託事業等を適正かつ効率的に運営する。また、都道府県集約サーバ等の更改を進める。

4 マイナンバーカード等の発行

マイナンバーカード等の発行及びマイナンバーカード管理システムの運営等を適正かつ効率的に行う。また、マイナンバーカードの発行枚数の増加に適切に対応するとともに、セキュリティのより一層の強化と更なる安定稼働を図る観点から、制度改正や次期システムの開発に向けた対応を行う。

5 公的個人認証サービス

公的個人認証サービスに係るシステムのセキュリティの確保を図りつつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく認証事務等を適正かつ効率的に行う。また、マイナンバーカードの健康保険証としての利用等に伴い、公的個人認証サービスの大幅な利用拡大が見込まれていることを踏まえ、マイナンバーカードの発行枚数及び電子証明書の更新件数の増加に適切に対応するとともに、セキュリティのより一層の強化と更なる安定稼働を図る観点から、制度改正や次期機器更改に向けた対応を行う。

6 情報連携に係る自治体中間サーバー・プラットフォームの運営等

情報連携に係る自治体中間サーバー・プラットフォームの運営を適正かつ効率的に行う。日本年金機構等から地方公共団体への大量の情報照会が円滑に処理できるよう調整を行う。また、次期システムの構築及び移行に向けた対応を行う。

7 総合行政ネットワーク

第四次総合行政ネットワーク（LGWAN）が国民生活にも関係する様々な通信に利用拡大されてきていることを踏まえ、セキュリティ対策の更なる強化等を進め安定運用を図る。

8 研究開発・調査研究

マイナンバーカードを活用した証明書のコンビニ交付の促進並びにマイナンバーカードアプリケーション搭載システムなど地方公共団体が共通的に利用できる情報システムの研究開発、維持管理及び利用の促進を行うとともに、地方公共団体

における自治体クラウド導入の取組を支援する。また、証明書交付センターの2センター化に向けた対応を行う。

9 教育研修

デジタル・ガバメントを加速する上で中心的な役割を担う人材の育成を目指して、情報セキュリティに関する集合研修や遠隔地の自治体でも受講が容易なリモートラーニングについて、内容の充実を図る。また、情報化に関する体系的な研修や関係団体と連携・共催した研修、地方公共団体が企画・開催する情報化研修支援等を行う。

10 地方税・地方交付税等の情報処理事務の受託

地方税務情報の処理、地方交付税の算定などの業務について、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証の維持等により、セキュリティの確保及び個人情報の保護を図りつつ、円滑な業務運用を行うとともに、地方行財政制度の改正に伴うシステムの改修等に適切に対応する。また、システム基盤の統合等を実施する。

11 情報化に関する支援

（1）情報の提供及び助言

地方公共団体の情報化に役立つ情報を提供するとともに、課題等の把握に努める。また、地方公共団体からの相談に対して適切な助言を行い、その対処結果等の情報を共有化する。

（2）情報セキュリティ対策支援

地方公共団体の情報セキュリティレベルの向上を支援するため、セキュリティに関する情報を提供するとともに、自治体 CSIRT 協議会を運営し、各団体で取り組むことが困難なサイバー攻撃等の脅威から守るための対策や訓練の実施等を支援する。また、主に中小規模の市町村における「三層の対策」等の点検を支援する。